企　画　部
令和８年（２０２６年）１１月２４日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　１

２　函館市基本構想の改定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　２～４

１　令和８（２０２６）年度補正予算概要

一般会計

［歳　入］　（単位：千円）

科　　目	補 正 額	説　　明	
雑　　入	29,443	函館圏公立大学広域連合負担金返還金	29,443
		前年度精算分	1,474
		第３期中期目標期間残余分	27,969

［歳　出］

総　務　費　（単位：千円）

科　　目	補 正 額	説　　明		特定財源
一般管理費	450	補助金等返還金	450	
企　画　費	4,640	公共交通整備促進費増	4,640	
		ユニバーサルデザインタクシー購入費補助金	4,640	

2　函館市基本構想の改定について

(1) 函館市基本構想の改定理由

現在の函館市基本構想は，平成28(2016)年12月９日に議決を得て，令和８(2026)年度を目標年次として改定したものであるが，この間，人口減少・少子高齢化の進行や，生成ＡＩをはじめとするテクノロジーの進展，地球温暖化などの環境・エネルギー問題や激甚化・頻発化する自然災害への対応など，本市を取り巻く社会情勢は大きく変化している。こうした状況を踏まえ，目指すまちの姿とその実現に向けた方向性を示し，総合的かつ計画的にまちづくりを推進するため，基本構想を改定するものである。

(2) 函館市基本構想の概要

ア　第１章　策定の趣旨

(ｱ) 策定の意義

本市を取り巻く社会情勢が大きく変化するなか，本市の魅力をさらに高め，次世代へ引き継いでいくためには，わたしたち一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し，互いに力をあわせ，まちの未来をともに築いていく必要があることから，目指すまちの姿を定め，その実現に向けた方向性を示す，まちづくりの指針となる新たな「函館市基本構想」を策定する。

(ｲ) 目標年次と対象区域

目標年次は令和18(2036)年度とする。

対象区域は函館市全域とし，必要に応じて，市域外についても含めるものとする。

イ　第２章　本市を取り巻く状況

(ｱ) 社会情勢

・人口減少・少子高齢化の進行
・テクノロジーの進展
・環境・エネルギー問題
・大規模災害への対応

(ｲ) 本市の特性

・概況（位置・地勢，あゆみ）
・地域資源
（歴史・文化，名所，史跡，名産品，施設，公園，交通）

(ｳ) 本市の現状・将来展望

・人口の推移と将来推計

・経済・産業

・市民生活

・土地利用の方向（市街地，農業・漁業地域，森林，緑地）

ウ　第３章　まちづくりの視点

本市を取り巻く社会情勢の変化や，あらゆる分野の取組において，直面する課題に的確に対応するため，５つの視点を踏まえ，まちづくりを進める。

・ウェルビーイング（市民の幸福度）の向上

・シビックプライド（まちへの愛着と誇り）の醸成

・多様な主体による協働・共創

・地域資源を活かした価値の創出と地域経済の循環

・選択と集中による未来への投資

エ　第４章　目指すまちの姿

市民一人ひとりが安全・安心で幸せを実感できるまちは，希望ある未来に向かって進んでいくことができ，また，まちの魅力によってさらに人が集うことにより，活力が生まれ，誰もが活躍できるまちへとつながっていく。こうして，市民の幸せと活力ある産業で好循環をつくり，誰もが生き生きと暮らせるまちを実現するため，２つの「目指すまちの姿」を定める。

(ｱ) 安全・安心で，幸せを実感できるまち

医療，福祉，防災などの生活基盤の充実を図るとともに，地域コミュニティの活性化や世代を超えた交流の促進を通じて，孤立の防止や地域の支え合い機能の強化を図り，誰もが安全・安心に暮らし，幸せを実感できるまちを目指す。

(ｲ) 魅力にあふれ，活力ある産業のまち

水産業や観光業など本市の発展の支えとなる産業を守り育てながら，豊かな地域資源やポテンシャルを活かし，函館ならではの魅力を高めるとともに，新たな成長につながる分野の産業振興を推進するほか，多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを進め，企業や団体などとの連携を通じて，新たな価値の創出を図り，挑戦とイノベーションが生まれる，魅力にあふれ，活力ある産業のまちを目指す。

オ　第５章　実現に向けて

人口減少・少子高齢化への対応は中長期的な視点のもと継続的に進め，さらに，今後は，量的拡大から質的充実へと価値の軸足を移し，市民一人ひとりのウェルビーイングの向上を基軸とした新たな社会の構築を目指す。こうした社会を目指す上では，市民一人ひとりが自分事として身近な暮らしや地域の課題へ主体的に取り組み，できることから着実に実践していくことが重要であり，これらの積み重ねにより地域全体の行動変容を促し，より良い未来の実現につなげていく必要がある。

こうした考えのもと，「ひと」，「くらし」，「しごと」，「都市」に整理した４つの基本方針と12の基本施策を掲げ，体系的にまちづくりを進める。

(ｱ) 基本方針と基本施策

・人にやさしく，住み続けたい・帰ってきたいと思えるまち（ひと）

支え合いと郷土への愛着を育む地域づくり

希望を持って結婚・子育てができる環境づくり

未来を担う人を育てる学びと環境の充実

・笑顔と活気にあふれ，機能的で暮らしやすいまち（くらし）

健康で生き生きと暮らせる市民生活の確保

豊かで快適な生活環境の形成

安全で持続可能な都市基盤の整備

・多様な仕事や働き方を選び，将来を描けるまち（しごと）

多様で柔軟な働き方を実現する雇用環境の充実

地域経済を支える人材育成と事業者支援

環境と共生し，将来につながる産業の創出と振興

・世界に誇る強みと魅力にあふれるまち（都市）

世界に誇る都市の価値と魅力の創出

創意あふれる，次代へつながるまちづくりの推進

つながりと共創を育む移住・関係人口の創出

(3) 根拠規定

函館市基本構想の議決に関する条例

「市の総合計画における基本構想の策定，変更または廃止は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件とする。」